

老親の施設入所と残された家



第一生命経済研究所 専務取締役
江崎 正志

両親がデイサービスを利用し始めた二年半前、初めて両親の自宅を訪れたデイサービスの生活相談員の方は「典型的な認知症の家ですね」と私に呟いた。

90歳を過ぎた父は聴覚障害、身体的衰え、認知症の状況も著しく、目が離せなくなっていた。軽度の認知症だった母も記憶障害がひどく、数カ月前まではそれ程でもなかったが、いつの間にか掃除、洗濯、買い物、料理等、一切の家事を億劫がり、とても父の世話をできる状況ではなくなっていた。

それからは毎週、土曜日に両親でデイサービスに通い、月曜日から金曜日はヘルパーの方に服薬のサポートをお願いし、宅配の食事サービスもお願いすることにした。そうした生活を一年間続けてきたが、父の状況は次第に厳しくなり、面倒をみている私も心身ともに限界になってきていた。そのため施設介護の道を探り、できれば両親一緒に入所できればと考えていたところ、一昨年の暮れ、運よく二人を受け入れてくれる介護施設があり、そこにお世話になることにした。

これでやっと一息つける、自由な時間が持てる、両親の家を片付けることができると思ったが、それから始まった「残された家」への対応、対策は思いもよらないことばかりで、意外に時間もお金もかかるものであった。

まずは「留守宅対策」である。近所への挨拶や地域へ連絡しておくことを考えた。周囲は高齢化が進み、朝はデイサービスのお迎えの車で混雑するような環境になっていた。近所の方に挨拶すると、夜は少し無用心なので、玄関灯、センサーライトの取り付けを勧められた。迷惑にならないように庭木の剪定も早目に行った。地域包括支援センターを訪問し、地域の民生委員、自治会長に連絡してもらった。また、日頃からお世話になっていた交番を訪問し、アドバイスをいただいた。「ご近所の方にはあまり言わない方がいいですよ。パトロールはしているし、空き巣もそんなに多くはない

が、空き家になったら壊すのが一番安全」というストレートな話であった。

今でも週一回は実家に行って、郵便物を受け取ったり、落ち葉の掃除、猫の糞害の対応など庭の片づけは行っているものの、家自体の老朽化にどのように対応するか、例えば、膨大な不用品を選別し回収業者に頼んで処分を依頼するなどの抜本的な対応はできず、両親の施設入所から一年半が過ぎてしまった。

一方で、この一年半の間に「老親の施設入所にかかわる手続きや対応」については詳しくならざるを得なかった。例えば、介護保険、公的年金、税などへの対応である。在宅での介護サービスの利用から施設での介護サービスの利用への変更により、市役所や年金事務所にも何度か相談に出向いた。まず、公的介護サービスの利用者負担（サービス費用の1割）が世帯単位で一定額を超えるときには、「高額介護サービス費」の払い戻しを受けるために市役所に申請する。また、施設の部屋代・食費については通常全額自己負担だが、所得の低い市民税非課税世帯は自己負担が軽減され、介護保険から「補足給付」を受けることができる。そのため、施設入所に伴って住民票を異動し、世帯分離する人もいる。ただ世帯分離することによって、年金についても、将来、父が死亡したときに、母は生計を一にしていたことを証明しないと遺族厚生年金が受けられなくなってしまうことがある。施設入所に伴って、要介護度に応じてこれまで受けていた公共料金の減免についても適正に対応する必要があるし、確定申告についてもできるだけきちんと申告する必要があるだろう。

今後の問題として、空き家になった「家に働いてもらう」ことについても考えている。両親とも、この後10年、20年、施設での生活が続くかもしれない。いずれは売却と考えてはいても、例えば、賃貸する、建て替えてアパートにする、駐車場にするなどとりあえず家に働いてもらうことも選択肢として考えておきたい。

折りしも「空き家等対策の推進に関する特別措置法案」が2014年の国会に提出される見通しだ。現在、空き家は全国で約700万戸以上あるが、老朽化による倒壊やごみの不法投棄、放火などが増える恐れがあると言われている。空き家の増加には、税法上の軽減措置も背景にあると言われており、空き家を撤去して更地にすると「固定資産税」が6倍になる。

仮に空き家を売却すると「譲渡所得税」がかかる場合があるが、住んでいた家屋や敷地に住まなくなってから3年目までなら、3,000万円までの「特別控除」がある。売った年の1月1日現在で、所有期間が10年超だと長期間保有の軽減特例も受けられる。

このように、実際にはそれぞれの家で状況も違うし、売るにしても、貸すにしても正解があるわけでもない。親の介護とかかわる「残された家」の問題は、多くのシニア世代の課題となりつつある。